県　章

群馬県報

平成２８年
１月２９日(金)
第９３６９号

■　目　　次

ページ

公　　告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）　2
○同　2
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（同）　2
○同　3
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）　3
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）　5

落　　札

○落札者等の決定（コンベンション推進課）　5

■　公　　告

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２７年１２月２１日
２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人ソーシャルグッド
３　代表者の氏名　吉田恵美子
４　主たる事務所の所在地　高崎市寺尾町２４９６番地１号
５　定款に記載された目的　この法人は、広く市民に対して、スポーツクラブの企画・運営に関する事業、障がい者と高齢者、地域住民との交流会の企画・開催に関する事業、障がい者、高齢者スポーツの普及・啓発及び振興に関する事業を行い、社会参加及び福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第１０条第１項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２８年１月５日
２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人まゆ玉
３　代表者の氏名　畑中亜希子
４　主たる事務所の所在地　高崎市上中居町２３番地３
５　定款に記載された目的　この法人は、援助が必要な心身障がい児・者、高齢者、その家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、地域社会の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２５条第３項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第１０条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２７年１２月２４日
２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人日本整体療術師協会
３　代表者の氏名　芳田勝
４　主たる事務所の所在地　桐生市広沢町二丁目３０５９番地１
５　定款に記載された目的　この法人は、広く一般市民を対象とし、整体師の知識・技術力向上に関する事業及び高齢者・障害者等に対する介護事業を行い、広く一般市民の健康維持・増進を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２５条第３項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第１０条第２項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から２月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　申請のあった年月日　平成２７年１２月２８日
２　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人全国保険消費者支援センター
３　代表者の氏名　田村興
４　主たる事務所の所在地　前橋市鼻毛石町２００番地４３
５　定款に記載された目的　この法人は、保険に係る者の保護を図るため、保険法の正常な運用と保険約款に基づく適切な保険金支払状況の調査及び付随する交通事故相談と防止策の活動を行い、調査結果や集積したデータを関係機関へ報告、提案、建議することを目的とする。

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１６項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第１７項の規定により公告する。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

土地改良区名	理事監事の別	区分	役員氏名	住所
富士見北橘	理事	再任	齋藤賢一	前橋市富士見町引田２３６番地１
	同	同	萩原昭巳	同　富士見町横室６３番地
	同	同	大友五十吉	同　同　５２２番地
	同	同	中嶋清一	同　富士見町米野２５８番地
	同	同	栁井進	同　同　１２１６番地１

	同	同	関口昇一	同　富士見町石井３６６番地
	同	同	富岡正徳	渋川市北橘町箱田３１８番地
	同	同	狩野由宏	同　北橘町下箱田２５２番地
	同	新　任	須田徹夫	前橋市富士見町田島２９１番地
	同	同	榎原正夫	同　富士見町横室７２４番地
	同	退　任	綿貫進	同　同　７１２番地
	同	同	狩野正	同　富士見町原之郷２０３７番地
	監　事	再　任	齋藤勝也	同　富士見町引田２１０番地
	同	同	中島久夫	同　富士見町米野乙５９０番地
	同	同	高橋正樹	渋川市北橘町下箱田２３３番地
	同	新　任	萩原正明	前橋市富士見町原之郷１４９３番地２
	同	同	狩野松義	同　同　２０９５番地
	同	退　任	須田徹夫	同　富士見町田島２９１番地
	同	同	榎原正夫	同　富士見町横室７２４番地
古巻中部	理　事	再　任	市川一男	渋川市有馬３７８番地１
	同	同	柴崎芳郎	同　同　４９４番地
	同	同	柴崎靖成	同　同　乙５１０番地
	同	同	高津勝司	同　同　５３７番地
	同	同	中村昭典	同　同　１１７３番地
	同	同	木村正	同　八木原５３９番地
	同	同	外丸春男	同　同　９０１番地
	同	同	廣田勝次	同　同　９０３番地
	同	同	飯塚貴一	同　同　９０６番地
	同	同	狩野浩一	同　同　９１６番地
	同	同	中澤初	同　同　９２４番地１
	同	同	侭田英昭	同　同　１０５０番地１
	監　事	同	飯塚勝司	同　有馬５６７番地２
	同	同	青木巻治	同　八木原９０２番地２
	同	同	青木義男	同　同　９１９番地
嬬恋	理　事	退　任	熊川利男	吾妻郡嬬恋村大字大笹１３２２番地

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により、富岡都市計画道路を変更したいので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　都市計画の種類及び名称　富岡都市計画道路　(1) ３・４・５号　上町酢ノ瀬線　(2) ３・４・７号　田篠一ノ宮線　(3) ３・４・１５号　田篠富岡線　(4) ３・４・１６号　七日市一ノ宮線

２　都市計画を定める土地の区域

(1) ３・４・５号　上町酢ノ瀬線

削除する部分　富岡市富岡

(2) ３・４・７号　田篠一ノ宮線

削除する部分　富岡市田篠、曽木、富岡、七日市及び一ノ宮

(3) ３・４・１５号　田篠富岡線

追加する部分　富岡市田篠、曽木及び富岡

(4) ３・４・１６号　七日市一ノ宮線

追加する部分　富岡市七日市及び一ノ宮

３　都市計画の案の縦覧場所　群馬県県土整備部都市計画課、群馬県富岡土木事務所及び富岡市経済建設部都市計画課

４　縦覧期間　平成２８年２月１日から同月１５日まで

■　落　　札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成２８年１月２９日

群馬県知事　大　澤　正　明

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量　群馬県コンベンション施設建設工事基本設計業務委託　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　群馬県企画部コンベンション推進課　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

３　随意契約の相手方を決定した日　平成２８年１月１２日

４　随意契約の相手方の名称及び所在地　株式会社佐藤総合計画　東京都墨田区横網二丁目１０番１２号

５　随意契約に係る契約金額　２０３，０４０，０００円

６　契約の相手方を決定した手続　公募型プロポーザル

７　公示をした日　平成２７年１０月９日

８　随意契約の理由　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１０条第１項第６号該当

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111